

アーレントの難民論と モビリティ

——国家の定住性とネーションの移動性の不一致——

河合恭平



序：モビリティの一事例としての難民を捉えるために

本稿では、都市間、また国家間を移動する人々として、難民¹とモビリティの関係について論じる。それにあたり、H・アーレントという、20世紀前半のドイツ生まれのユダヤ人でナチスに迫害され、難民としての経験を持つ思想家を導入し、彼女の難民に関する議論を取り上げる。そして、彼女の難民論にモビリティの概念を適用することで、20世紀以降に難民が出現した前提とそのロジックを明らかにする。これにより、J・アーリのモビリティに関する包括的な理論でも（Urry 2007=2015; Elliott & Urry 2010=2016）、かなり断片的な扱いにとどまっているモビリティの一事例として難民についての理解を深めるとともに、アーレントの難民論に対する一つの解釈を提示することができる。

以下では、最初に、モビリティ概念およびアーレントの難民としての経験を概観し（第1, 2節）、続いて、モビリティ概念における定住性と移動性の区分を、アーレントにおける国家とネーション概念に適用しながら、難民の出現のロジックを探る（第3, 4節）。その後、アーレントの映画批評としてチャップリン評のうちに、ユダヤ難民のモビリティおよび戦略を読み取り、難民問題への提案と課題を考える（第5節）²。

1. モビリティ概念とアーレントの導入

1-1 モビリティ概念の意味

まず、モビリティという概念の意味を確認しておこう。この言葉には、非常に様々な意味が含まれている。たとえば、モビリティ研究の第一人者であるアーリによれば、この語には次のような4つの大きな意味があるという（Urry 2007: 7-8=2015: 18-9）。

第一に、「移動可能なもの」という意味があり、携帯電話（モバイル・フォン）を典型例に、モバイル・ホーム、モバイル・キッチンなどが具体例として挙げられている。

第二に、暴徒（モブ、補足筆者）、野次馬、手に負えない群衆を形容するような意味を持っており、それらは、たとえばグループの違いや国境などの何か定められた境界にとどまりえず、流動的な動きや人々の集まりをなしている。

第三に、階層移動などの社会的移動を意味し、さらに第四に、移民や半永久的な地理的

移動といった、より長期的な移動の意味をも有している。

これら4つの意味だけでも、身の周りのことに関わるありとあらゆる事柄がいずれかに当てはまるだろう。したがって、田中大介が論じるように、「アーリは『移動とは何か』を明確に規定しているわけではなく、いくつかの特徴をやや羅列的に挙げることで移動の現代性を規定するにとどまって」（田中 2013: 2）おり、その定義も曖昧さを残している。

こうしたモビリティの曖昧さを乗り越えるために田中が試みた整理は、モビリティの輪郭をより明確に捉えるうえで有用である。その整理において田中は、V・カウフマンらの議論を参照しながら、「移動（mobility）」の対極に位置する「定住（sedentary）」を特定化し、両者を比較することで、モビリティを明確化しようと試みている。

まず定住とは、国民国家や都市空間・地域社会などの一定の境界づけられた領域において、居住などに取り囲まれた日常的に繰り返される動きのことを指している。たとえば、日々の通勤や通学、また、電車、自動車、自転車等の手段を用いた移動が挙げられる。

これに対し、移動とは、定住的な領域化された日常のパターンとサイクルの外部にも広がる活動であり、それはルールや国境などの定められた境界をまたぎ、非日常性を伴うものとして現われる。たとえば、まさに日常とは異なる時間・空間を体験する観光、旅、さらに移民、亡命などが挙げられる。ここには、アーリも「移動が強制される場所では、移動が社会的な剥奪と排除を生み出す場合もある」（Urry 2007: 9=2015: 20）と論じているように、本稿のテーマとなる難民のような強制的移動も含めることができよう（Elliott & Urry 2010: 6=2016: 8）。

1-2 アーレントの導入の意義——モビリティと難民との関係

さて、冒頭で少し触れたアーレントという思想家は、モビリティと難民に関わりの深い人物である。その関わりとして、第一に、彼女がユダヤ人であることが挙げられる。アーリはモビリティに関する議論でディアスポラを取り上げ、流動的な移民が移り住んだ土地のなかに独自の都市や文化の流れを作り出しうる点について論じているが（Urry 2007: 35-6=2015: 58）、元来、ディアスポラとは、故国を追われ離散したユダヤ人を指して用いられた言葉である。

第二に、後述するように、彼女自身が難民としての経験を持っている。さらに、何より第三に、難民に関する思想研究で彼女は重要な人物と目されていることが挙げられる。たとえば、G・アガンベンやS・ベンハビブといった移民や難民の理論・思想史研究において、アーレントの思想がたびたび参照されており、重要な位置を占めている（Aganben 1996=2000; Benhabib 2018）。また、「近年編纂された難民研究のための網羅的な」オックスフォード大学出版会のテキストにおいても（山岡 2018: 130）、アーレントの著『全体主義の起原』において難民との関連で主張された人権論が、「この分野の中核に位置する」ことへの期待が述べられている（Fiddian-Qasmiyeh, Loescher, Long & Sigona 2014: 17）。

ただし、アーレント自身はモビリティという概念を用いて議論を展開しているわけではない。しかし、アーレントの難民論について、上述したモビリティにおける定住と移動という切り口からあらためて論じ直してみることで、難民とモビリティに関する一つの見方を付与することができる。

2. アーレントという人物について——難民の一事例として

まずは、アーレントという人物について彼女自身の難民体験をメインに紹介しておこう³。

アーレントは、1906年にドイツのハノーヴァー郊外のリンデンにて、ユダヤ系ドイツ

人の家庭に生まれた。彼女の若き学生時代には、M・ハイデガーやK・ヤスパースらに師事し哲学を学び、思想家として歩み始めることになる。

しかしながら当時の社会的背景として、1933年のドイツでは、A・ヒトラーが首相に就任し、ベルリンの国会議事堂放火事件が起こったことに象徴されるように、ナチスが権力を握り、ユダヤ人への迫害が強まっていた。そのなかでユダヤ人であったアーレントが直面したのは、知識人の友人たちがナチスに迎合し、なにより師であったハイデガーがナチスに入党するという出来事であった。この後、アーレントはゲシュタポに逮捕されるが、運よく脱獄し、母マルタとともにドイツを脱出した。ここに彼女の難民生活が始まることとなる。

ドイツを出たアーレントは、途中で避難民援助ネットワークがあるプラハで短期間過ごし、パリへ亡命した。当時のパリでは、「とりわけ亡命ユダヤ人は『われわれのパンを奪う』不審な外国人として、メディアや大衆による排外主義的な言動にもさらされ」（矢野2014: 49）のような状況であったという。1940年5月には、ドイツ軍の攻撃が続くなかで、フランス政府から、ドイツ出身者すべてに出頭を命じる指令が出される。このときの自分たち難民のことについて、アーレントは「われら難民」（1943年）というエッセーに綴っている。ユダヤ人であるゆえにドイツから追放され、フランスに逃れてフランス人になろうとばかげた役を演じようとしていると、ドイツとの戦争が始まるや否や「ドイツ野郎」として抑留されてしまったのだと（Arendt 2007: 270=2015: Vol.2, 44-5）。

こうして彼女は、フランス南西部のピレネー山脈近くのギュルス収容所に収容されることになる。収容所は非常に劣悪な環境であり、アーレントは自殺をも考えたという（Young-Bruehl 2004: 153-7=2021: 223-9）。しかし、フランスがドイツに降伏し、パリがナチスに占領された後の数日間に訪れた混乱に乗じて、アーレントは偽の釈放証明書を手に入れて脱走した。他方で、その場にとどまった人々は、ナチスによって絶滅収容所に送られることとなった。

その後、アーレントは、ルルドを経て、ヴィザを取得するためにモントーバンとマルセイユといった都市を歩き来し、1941年に港湾都市リスボンからアメリカに亡命することとなる。リスボンは、当時ヨーロッパから脱出するための唯一の門であり、亡命者が押し寄せていたため、アーレントは数か月間待ち続けたという。

アメリカに着いてからは、アーレントは、難民自助会によって紹介されたアメリカ人家庭のもとにホームステイし、家事手伝いをしながら英語を学ぶこととなった。難民としてのアメリカでの生活についても、「われら難民」にて綴られている。その内容は、亡命者の誰もがアメリカ人になろうとし、強制収容所の経験を忘れるよう話題に出すのを避け、「法律の上では」敵国人であり、奇妙にも楽観的だった仲間がまったく思いもよらず自殺をする、などといったものである（Arendt 2007=2015）。

アメリカで難民生活をやりくりするなかで、1951年にアーレントはようやくアメリカの市民権を取得した。この年は、彼女の『全体主義の起原』が刊行された年でもあり、この大著によって彼女の名は世界的に広く知られるようになった。後の『人間の条件』（1958年）や『エルサレムのアイヒマン』（1963年）といった著作なども、アカデミックな受容と論壇での論争を巻き起こしつつ、現在でも非常に重要なものと目されている。

3. アーレント思想における難民出現の前提 ——国家の定住性とネーションの移動性、そして両者の不一致

さて、アーレントの『全体主義の起原』で提示されている難民論によれば、すでに川崎修や山本信人による解釈のなかで明らかにされているように（川崎 1998: 46-54; 山本

2017), 難民は, 国民国家における「国家」の原理と「ネーション」⁴の原理とのあいだの矛盾のなかから生じてくるのである。これらに上述した定住と移動の尺度を適用すると, 国家の原理が定住的で, ネーションの原理が移動的ということになる。本節では, これら原理と各々の定住・移動との結びつきを説明し, これを難民の出現に関する議論の取っ掛けかりとしたい。

まず, 「国家」の原理とは, 「国家の最高機能は領土内の住民すべてを彼らのナショナルな帰属とは関わりなく法的に保護する」(Arendt 1955: 488=2017: Vol.2, 200) というものである。この引用による説明では, 「国家の最高機能」が, 一定の「領土内」に限定されていることが示されている。この点で「国家」の原理は固定的であり, ゆえにいわば定住的なものと言える。

他方で, 「ネーション」の原理とは, 本質的に同質であると仮定された歴史的・文化的統一体に血統と生まれによって属する者のみが「国家の完全な市民とされるべきだと要求」(川崎 1998: 50) するものである (Arendt 1955: 488=2017: Vol.2, 200)。統一体という言葉から, こちらも固定的・定住的なものに聞こえるが, そうではない。たとえば, ある民族において, 血統や生まれを同じくしているが, 居住する地域がさまざまな国に点在しているケースを想定できる。このようなケースが現にあるのは, そもそもネーションという存在が移動することができるためである。このことは, ネーションが根本的にモビリティを有し, 移動的であることを示している。

こうしたなかで, 「歴史的・文化的な統一体としてのネーションの原理が領域的主権国家と結びつく『ネーションステート (国民国家)』は, このネーション自体の領域性によって, つまりネーション自体が領域的であるかぎりにおいて, 可能となる」(川崎 1998: 48)。要するに, ネーションステートの形成によってネーションが領域性をもつことができるということだが, この場合に限って, ほんらい移動的であるはずのネーションは国家の定住性と一致し, ネーションの安定的な定住性は確保されることになるというわけである。

しかし, E・ゲルナーがナショナリズムの定義を行なった際にも, ナショナリズムの原理や感情が敏感に反応するものとして国家とネーションの不一致を論じ (Gellner 1983=2000), また, その他の社会学の諸学説においても明示されているように, 実際には国家とネーションが一致しないケースは事実いくらでもある (佐藤 2014: 146-67)。特に 19 世紀末以降, ナショナリズムの争点となってきたのは, こうした不一致からくる諸問題だった。たとえばアーレントが論じたもので言えば, 様々な民族が都市や国家の領域にまたがって混在していた東中欧において, 19 世紀末ごろ以来そうしたケースが生じていたことが挙げられる。このことによっていくつかの問題が現れてきたが, その一つが第一次・第二次両大戦期, また戦間期のオーストリア, ハンガリー, ポーランドなど東中欧に居住していた少数民族のうち, 多数派民族から締め出され無国籍者となった大量の難民の出現である⁵。アーレントは次のように述べる。

無国籍ということは現代史の最も新しい現象であり, 無国籍者はその最も新しい人間集団である。第一次世界大戦直後に始まった大規模な難民の流れから生まれ, ヨーロッパ諸国が次々と自国の住民の一部を領土から放逐し, 国家の成員としての身分を奪ったことによって作り出された無国籍者は, ヨーロッパ諸国の内戦の最も悲惨な産物であり, 国民国家の崩壊の最も明白な徴候である。(Arendt 1955: 577-8=2017: Vol.2, 284)

アーレントによれば, こうした無国籍者ないし難民の出現は, 国家とネーションが一致していないことで, 彼らを強制的な移動に至らせ, 社会的な剥奪と排除が生み出されることに起因しているのだという⁶。では, そのような不一致の場合に, どうして難民というモビリティの事例が生じてしまうのか。次節では, これについて見ることにする。

4. 難民の出現の理由——定住的な人権からはじかれる移動的な人々

さて、前節にて、定住的たる国家の原理は、「国家の最高機能は領土内の住民すべてを彼らのナショナルな帰属とは関わりなく法的に保護する」（Arendt 1955: 488=2017: Vol.2, 200）ものであると述べた。たとえば、フランス革命などの近代市民革命において宣言された「生まれながらの権利」は法において具体性を持つこととなるが、もし「生まれながら」という言葉をそのとおりに受け取るならば、まさしく国家の最高機能としてナショナルな帰属とは関わりなく、少なくとも領土内の人々全員を法的に保護するはずのものである。

しかしアーレントによれば、「生まれながらの権利」は、その始まりから定住的な国家を単位とした民族自決権と混同されていたのであり、その国に所属し主権をもつネーションのみにその保障は限定されていたとされる。このことこそが、国家とネーションの不一致からくる難民の出現に繋がったのである。この「生まれながらの権利」と民族自決権の混同に、以上のモビリティにおける定住と移動の尺度を適用すると、その問題性をあぶり出すことができる。すなわち、ほんらい移動的なすべての人々に付与されるべき「生まれながらの権利」が、民族自決権のもとに定住的な国家ごとの多数派民族のための人権とされてしまったのである。

さらに言えば、国家を単位とした民族自決権そのものにも問題が生じうる余地が大いにある。なぜなら、民族は移動的であるのだから、定住的な国家と必ずしも一致するわけではないためである。実際に、東中欧のある国家内に居住していた少数民族は、多数派民族に属さないゆえに民族自決権を持たず、同時に「生まれながらの権利」を持たないことになってしまうということが生じたのである（Arendt 1955: 564-6=2017: Vol.2, 273-4）。国家とネーションはやはり一致するとは限らないのだ⁷。

そういうわけで、特にパリ講和会議（1919年）で民族自決権が全ヨーロッパに広がって以来、それと「生まれながらの権利」との混同も同じ規模で生じ、少数民族の難民化へと繋がったのだという（Arendt 1955: 564-5, 575-6, 603-4=2017: Vol.2, 273-4, 282-3, 305-7）。そして、東中欧の諸国では、多数派民族にのみ人権と主権が与えられた反面で、その他の民族は人権と主権とを与えられず裏切られたという感情を募らせたため、多数派民族の方は最初から圧制者の役割を演ずることを余儀なくされたのだという。こうして、被抑圧的な少数民族の方はこのことを通じて、「民族自決権と完全な主権なしには自由はありえないとの確信を強め」（Arendt 1955: 570=2017: Vol.2, 277）ることとなったのである。

こうしたなかで、少数民族たちは、自由意思によって無国籍者となったケースもあったという（Arendt 1955: 581=2017: Vol.2, 287-8）。アーレントによれば、それは、多数派民族によって敵国人と見なされた少数民族に対する法規の適用を逃れるため、また、駆け込んだ他国から故国への強制送還を免れるために「無国籍に逃げ込んだ」というわけである（Arendt 1955: 581=2017: Vol.2, 287-8）。彼らは「無国籍のうちに特権と法的利点を見出した最初の人々であり、祖国（パトリア）という古い概念が本国送還の恐怖に呑み込まれてしまった最初の人々でもあった」（Arendt 1955: 581-2=2017: Vol.2, 288）のだ。したがって、彼らは自由意思によって無国籍になったとはいえ、ほとんどそうせざるをえなかったという点で、アーレントの言うような、移動が強制されている難民のケースであると言えるとともに、定住性に対する難民のモビリティの特徴をアーレントはうまく描きだしている。

こうして無国籍者は、『法律がそれに対して何の備えも持たない変則状態にある』人間となる（Arendt 1955: 594=2017: Vol.2, 297）。ゆえに、法律を侵す、すなわち犯罪を行うことこそが、無国籍者が正常状態に戻る唯一の道であったという、あまりにも衝撃的な状況がアーレントによって説明されることになるわけである。そして彼女は、こうし

た無国籍者「にとっては市民権によって保障される自由とか法の前の平等とかよりもはるかに根本的なものが危うくされている」(Arendt 1955: 613=2017: Vol.2, 315) と考える。それは、人間の尊厳である。アーレントは、こうした難民の状態を無権利状態と呼ぶ。彼女によれば、「この状態に陥った者はいかなる種類の共同体にも属さないという事実からのみ生まれている」(Arendt 1955: 611-2=2017: Vol.2, 313-4) のである⁸。

5. 難民として無権利状態はどう動くか——アーレントのチャップリン評

では、アーレントはこうした無権利状態をどう克服すべきであると考えたのか。少なくとも、定住的な国家の原理と、移動的なネーションの一致による安定的な国民国家の設立を目指すという選択は現実的ではなかろう。そもそも「ネーション」が移動的である以上、その実現は困難であろうし、アーレントが述べるように「人々は、今日かつてないほど『移動の途上』にある」(Elliott & Urry 2010: ix=2016: i) ならば、一層そのように考えられる。

また、山本(2017)は、アーレントのナショナリズム論を参照する流れが形成されている背景として、1990年代以降に生じた冷戦構造の崩壊による旧社会主義圏でのナショナリズムをめぐる政治秩序の揺らぎや、21世紀に入り今日に至るまで存在する大量の難民、そして近年、各国で顕著になっている外国人排斥、移民・難民の受け入れ拒否といった社会状況が背景にあることを述べている。そして、これら国際社会が直面する諸課題は、「ネーションと国家のズレが生じていることに起因していた」(山本 2017: 217) という。そこで着目されたアーレントのナショナリズム論のオリジナリティは、国家を超えてネーションがその帰属意識をポータブルにしながら移動し、拡大する傾向や、そのことと難民の状況や絶滅収容所といった暴力の出現を関連づけて論じた点にあったとされている。

Z・バウマンも、『近代とホロコースト』のなかで、後期近代と呼ばれる現在において、なおも変わることなくローカル、すなわち定住的であり続ける国民国家たる「政治権力には、不確実性、不安定性増大の原因となっているグローバル化にたいして、ほとんどなにも打つ手がない」(Bauman 1989: 231=2021: 413) と論じている。このことは必ずしも、国家が保持する法・権力や暴力装置が働かないことを意味しない。むしろ、グローバル化から人々の不安や攻撃性が誘発されることとなり、法と警察を通してその矛先を向けられる対象となりやすいのが「外国人か習慣や生活様式が異なる人びとである」(Bauman 1989: 231=2021: 414) のだという。つまりは、「モビリティが急激な階層化、格差、差別の要因となりつつある時代において、法と秩序への関心はますます浮浪者、ストーカー、流れ者、移民——なじみのない、予測できない、奇妙な環境(Umwelt)にたいする広い恐怖が収斂する人たち——に集中する」(Bauman 1989: 231=2021: 414) のである。これら山本やバウマンの議論からは、アーレントの提起した難民論は、今日においてなおもリアリティをもっていることがうかがえる⁹。

このような難民の無権利状態を克服するためのアーレントの考えには、いくつかの解釈の余地があるのだが、ここではそのうちの一つとして、アーレントによるチャーリー・チャップリンの映画批評で描かれている克服のための提案およびその不十分さを取り上げたい¹⁰。

アーレントによれば、チャップリンの最初期の作品『成功争ひ』(1914)等のように、彼は「うさんくさい者」として現れ、いつも法と衝突してしまうのだが、「他の人なら捕らえられてしまう法の網をいつもかいくぐることができる」(Arendt 2007: 287=2015: Vol.2, 70)。これは、まるで法による国家の定住性を超えて縦横無尽に動き回る、モビリティを有する存在であるかのようなのである。アーレントは、チャップリンが「無国籍者」にならずとも、彼の子ども時代の基礎的経験に学んで、こうした「うさんくさい者」を描く

ことができたのだと評している。このようなチャップリンという存在のあり方は、本論で見てきたような難民のモビリティと比較すると、法と衝突する点では同じだが、その縦横無尽さはまるで異なっている。

もし、法に秩序も正義も見いだせず、強制的な移動を迫られる難民のような状況にあるとき、アーレントは、こうした「うさんくさい者」としてのチャップリンを高く評価している。それは、自らが社会ののけ者にされている状況に対し、その社会に順応して成り上がり者になるのでもなく、ただただ従属し続けるのでもなく、そうした状況に自覚的でありかつ正義を見出せない法や社会に抗する態度が、そこに表れているからである。彼女は、この態度を「自覚的パリア」と呼んでいる。これは、難民という無権利状態を克服し、人間の尊厳を取り戻すための、アーレントの提案の一つと言える。

チャップリンの描いた作品は、アーレントによれば、このようなパリア性に対する人々の同情を引いて人気を博したのだが、反ユダヤ主義やナチズムの「運命」によって、この自覚的パリアのやり方は潰えてしまったのである。そして、そのことは、彼の作品『独裁者』(1940)の受け止められ方に表れているのだという(Arendt 2007: 288=2015: Vol.2, 71-2)。チャップリンは、この映画で、野獣のごとき超人と平凡な男の二役を演じ、後者からチャップリン本人が見出されるのだが、そのことによって彼が人間の素朴な知恵を世間に語りかけて擁護しようとしたとき、もはや理解されなくなってしまったのだとアーレントは論じ、彼女のチャップリン評は閉じられる。

結：アーレントの解決策をめぐって

以上、本稿では、モビリティのなかでも難民に着目し議論を進めてきた。アーレントの難民論に、定住と移動というモビリティの観点を導入するとき、前者は国家の原理に、後者はネーションの原理に当てはまるものであった。国民国家は両者の原理が一致することで安定性を保つことができるが、アーレントによるならば「生まれながらの権利」の事例に象徴されるように、その安定性は特に国家を単位とした民族自決という考え方において、むしろ矛盾に満ちていた。それは、ネーションがモビリティを有するにもかかわらず、定住的な国家を単位とした民族自決権に括り付けようとしたためである。そして、かかる矛盾が生じたときに難民が出現しうるのである。それは第二次世界大戦以降から冷戦を経て、今世紀においても、中東などで繰り返されている紛争から生じている難民の状況を表しているだろう。

では、アーレントの解決策は何なのか。彼女は、チャップリンの映画評を載せたエッセーの末尾にて、「ある民族は、他の諸民族と協調して生き、作用する場合にのみ、ともに条件づけられ、ともに制御された人類を地上に確立するのに貢献することができるのである」(Arendt 2007: 297=2015: Vol.2, 83)と締めくくっている。これは、自覚的パリアの戦略とは、チャップリンのような才能あふれる人物であったとしても一人では成立しえないが、複数の人々による共同的な活動のなかで成立しうるものなのだと解釈することができる。この議論は、人間の複数性や共同的な「活動」といったキーワードからもわかるように、アーレントの提示した公共性の考えにそのまま連なっている。

では、モビリティのますます増大しゆく現代社会において、このような自覚的パリアは、共同的な活動のもとに成立しうるだろうか。移動する人の数、移動の頻度の増大、移動距離の延長、モバイル機器の普及は、複数の人々の共同的な活動の機会を増大させてくれるように見える。しかし、アーレントらが論じるように、モビリティが不平等に配分されている現状がある(Elliott & Urry 2010=2016)。かかるモビリティの現状を捉え、アーレントらの思想の助けを得ながら、モビリティーズ・パラダイムがいかに難民問題の解決に寄

与しうるかを模索することが課題となる。

● 注

1. 難民の定義は、国際連合で採択された「難民の地位に関する条約」（1951年採択）および「難民の地位に関する議定書」（1967年）に示されているが、樽本英樹はこの定義が4つの条件から構成されているとして次のように整理している。
 - ・迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を持つこと（迫害の恐怖の有無）
 - ・その理由が人種、宗教、国籍、特定の社会集団への所属、政治的意見の5つのうちいずれかであること（迫害の理由）
 - ・国籍国の外ににいること
 - ・国籍国の保護を受けることができないか、または受けることを望まない者（国籍国の保護の喪失）（樽本 2016: 46）
2. アーリおよびB・ラトゥールによるモビリティーズ研究に加え、N・スリフトの時間地理学を用いて映画の考察を試みた研究として小川（西秋）（2022）の論考が参考になる。モビリティ（またモビリティーズ）研究の発展史および研究動向については、同じく小川（西秋）（2022）のほか、小川（西秋）・是永・太田編（2020）等の諸研究も参照されたい。なお、すでに拙論では（河合 2020）、アンソニー・エリオットとアーリが示唆したモビリティーズの展開による公と私の再編について（Elliott & Urry 2010: 8=2016: 11）、アーレントの公的・私的・社会的の区別を適用して考察を行った。
3. 本節のアーレントのバイオグラフィについては、川崎修による略年譜や、E・ヤング＝ブルーエルや矢野久美子の著作を参照している（川崎 1998; Young-Bruehl 2004=2021; 矢野 2014）。より詳しくはこれらの著作を参照のこと。
4. ネーション（nation）の語は、国民かあるいは民族と訳されることが多いが、いずれの訳語をあてるかは、それ自体が学術的な問題を有することになる。たとえば、その訳語は「国民になったり民族になったりする、あるいは国民という意味でのネーションの中に民族が別途存在することもあり、民族なるネーションが国民にならないこともある」（山本 2017: 208）。ゆえに、本稿ではネーションの語をあえてカタカナのまま表記する。
5. 難民と無国籍者は重なる面が多いが、厳密には異なっている。注1の難民の定義に対し、無国籍者は、どの国からも国民と認められない者のことを指している（陳 2017: 34）。ただし、アーレントは、両者を明確に分けているわけではない。したがって彼女の思想の解釈がメインテーマである本稿でも、難民と無国籍者の扱いについては、彼女に基づいて議論を展開していることに注意されたい。
6. 本節で論じた国家とネーションの原理、また以下で論じるその不一致については、佐藤成基（2014）が社会学者によるナショナリズム論の代表的学説を広範に参照し、まとめているように、社会学の学説における理解と基本的には重なっている。ただし、アーレントの議論との異同については、別途、詳細に追究されるべき課題である。
7. R・ブルーベイカーによれば、19世紀後半以降、東中欧に出現した「特定の民族の、また特定の民族のための国家」（Brubaker 1996: 55）という考え方において、ナショナリズムの民族化（nationalizing states）が生じたという。国家内の多数派民族は、こうした民族化したナショナリズムのもとに少数民族を排除・追放するわけである。他方、排除・追放された少数民族は、他の地域に住む民族同胞との連帯や運動の動きを見せるが、こちらは移動的なネーションの特徴と見なしうる。
8. J・C・アイザックが論じるように、アーレントが論じる人間の尊厳は、国民、民族、その他のアイデンティティによって取り巻かれていないような場合にのみ成り立ちうるため、ここでアーレントが言う共同体とは、必ずしも国民国家のことをさしていない（Isaac: 67）。むしろそれは、C・メンケが論じるように、人間が政治的・言語的な存在であり、ゆえに他者とともに対話し、活動することにおいて形成される政治的共同体をさしており（Menke 2007）、すなわちそれは公共性（公的領域）のことだと考えられる。
9. なお、パウマンによるモビリティに関するこの議論は、小川（西秋）葉子氏からの助言を受けて付け加えたものである。
10. かかる難民における人権問題に関する歴史上の世界的な取り組みとして、1948年に国際連合総会で採択された世界人権宣言を忘れてはならない。ただし、アーレントは世界人権宣言の草案に対し批判を展開している（Arendt 1949a: 769, 1949b; Menke 2007）。

● 謝辞

本稿は、日本学術振興会科学研究費・基盤研究B「信用スコアの受容に関する社会学的研究」（20H01582）および基盤研究C「テクノロジー時代の人間の条件——アーレント思想の応用可能性」（21K00042）による研究成果の一部である。

● フィルモグラフィ

『成功争ひ』 *Making a Living* (劇場映画) (1914)

製作国：アメリカ，製作会社：キーストン社，製作者：マック・セネット，監督：ヘンリー・レアマン，脚本：リード・ヒュースティス，撮影：エンリケ・J・ヴァレヨ，フランク・D・ウィリアムズ，出演：チャールズ・チャップリン，チェスター・コンクリン，アリス・ダヴェンポート，ミンタ・ダーフィ，ヴァージニア・カートリー他。

『独裁者』 *the Great Dictator* (劇場映画) (1940)

製作国：アメリカ，製作会社：チャールズ・チャップリン・プロダクションズ，製作者：チャールズ・チャップリン，監督：チャールズ・チャップリン，脚本：チャールズ・チャップリン，撮影：カール・ストラス，ローラント・トザロー，音楽：チャールズ・チャップリン，メレディス・ウィルソン，出演：チャールズ・チャップリン，ボーレット・ゴダード，ジャック・オーキー，レジナルド・ガーディナー他。

● 参考文献

- Agamben, Giorgio, 1996, *Mezzi senza fine*, Bollati Boringhieri. (高桑和巳訳, 2000, 『人権の彼方に: 政治哲学ノート』以文社)
- Arendt, Hannah, 1949a, "Es gibt nur ein einziges Menschenrecht," *Die Wandlung*, 4: 754-770.
- , 1949b, "The Rights of Man: What Are They?," *Modern Review*, 3(1): 24-36.
- , 1955, *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft*, Europäische Verlagsanstalt, Piper. (大久保和郎・大島通義・大島かおり訳, 2017, 『全体主義の起原』1-3, みすず書房)
- , 2007, *The Jewish Writings*, edited by Jerome Kohn & Ron H. Feldman, Schocken Books. (齋藤純一・山田正行・金慧・矢野久美子・大島かおり, 2013, 『アイヒマン論争: ユダヤ論集2』みすず書房)
- Bauman, Zygmunt, 1989, *Modernity and the Holocaust*, Polity Press. (森田典正訳, 2021, 『近代とホロコースト』〔完全版〕筑摩書房)
- Benhabib, Seyla, 2018, *Exile, Statelessness, and Migration: Playing Chess with History from Hannah Arendt to Isaiah Berlin*, Princeton University Press.
- Brubaker, Rogers, 1996, *Nationalism Reformed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge University Press.
- 陳天璽, 2017, 「無国籍の人はナニジンですか: 国境を越える人, 国の枠組みを越えられない権利」石井香世子編『国際社会学入門』ナカニシヤ出版.
- Elliott, Anthony & John Urry, 2010, *Mobile Lives*, Routledge. (遠藤英樹監訳, 2016, 『モバイル・ライブズ: 「移動」が社会を変える』ミネルヴァ書房)
- Fiddian-qasmiyeh, Elena, Gil Loescher, Katy Long & Nando Sigona eds., 2014, *The Oxford Handbook of Refugee and Forced Migration Studies*, Oxford University Press.
- Gellner, Ernest, 1983, *Nations and Nationalism*, Blackwell. (加藤節監訳, 2000, 『民族とナショナリズム』岩波書店)
- Isaac, Jeffrey C., 1996, "A New Guarantee on Earth: Hannah Arendt on Human Dignity and the Politics of Human Rights," *The American Political Science Review*, 90(1): 61-73.
- 河合恭平, 2020, 「ハンナ・アーレントとモビリティーズ」小川(西秋) 葉子・是永論・太田邦史編『モビリティーズのまなざし: ジョン・アーリの思想と実践』丸善出版, 57-61.
- 川崎修, 1998, 『アレント: 公共性の復権』講談社.
- Menke, Christoph, 2007, "The 'Aporias of Human Rights' and the 'One Human Right': Regarding the Coherence of Hannah Arendt's Argument," *Social Research*, 74(3): 739-62.
- 小川(西秋) 葉子, 2022, 「時間地理学と音楽コレオグラフィによるモビリティーズ映画探求: 『アベンジャーズ/エンドゲーム』(2019) 分析におけるエンタングルメント概念の効用」『メディア・コミュニケーション』72: 147-68.
- 小川(西秋) 葉子・是永論・太田邦史編, 2020, 『モビリティーズのまなざし: ジョン・アーリの思想と実践』丸善出版.
- 田中大介, 2013, 「モビリティとモダニティ: 近代はいかなる意味で移動的か」『日本女子大学紀要 人間社会学部』24: 1-16.
- 樽本英樹, 2016, 『よくわかる国際社会学 第2版』ミネルヴァ書房.
- Urry, John, 2007, *Mobilities*, Polity Press. (吉原直樹・伊藤嘉高訳, 2015, 『モビリティーズ: 移動の社会学』作品社)
- 山岡健次郎, 2018, 「『難民研究』への思想史のアプローチ: リベラルな難民観を超えて」『社会思想史研究』42: 114-31.
- 矢野久美子, 2014, 『ハンナ・アーレント: 「戦争の世紀」を生きた政治哲学者』中央公論新社.
- 山本信人, 2017, 「ネーションと国家がズレるとき: ナショナリズムをめぐる暴力への視点」川崎修・萩原能久・出岡直也編著『アレントと二〇世紀の経験』慶應義塾大学出版会.
- Young-Bruehl, Elisabeth, 2004, *Hannah Arendt: For Love of the World*, Second Edition, Yale University Press. (大島かおり・矢野久美子・糸田文・橋爪大輝共訳, 2021, 『ハンナ・アーレント伝: 〈世界への愛〉への物語』みすず書房)

河合恭平(大正大学心理社会学部人間科学科専任講師)